

令和7年度（2025年度）【熊本市】戸建木造住宅
耐震改修等事業 利用の手引き

申請者（市民等）向け

建替え設計工事一括

【更新】2025年4月版

目 次

■【建替え設計工事一括】	・・・ P. 2
1. 申請の前に確認すること	
2. 事業に際しての注意点	・・・ P. 5
3. 事業の実施	・・・ P. 6
4. 住民票等の入手先	・・・ P. 9
5. 変更・辞退・耐震改修証明書など	・・・ P. 10

【よくある質問等】

【連絡先】熊本市役所 住宅政策課【建築支援班】

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号【本庁舎9階】

メールアドレス：jutakuseisaku@city.kumamoto.lg.jp

電話番号：[096-328-2449](tel:096-328-2449) FAX 番号：096-359-6978

■【 建替え設計工事一括 】

本事業は、所定の要件に該当する補助対象住宅を「同一の敷地内」で「建替え」により耐震化を図るために必要な建替え設計（設計図書の作成、工事費の積算など）、除却・新築（＝建替え）の工事（工事監理を含む）を一括で実施する場合の新築工事費用（工事監理の費用は含まない）の一部を所有者等へ補助するものです。

なお、本事業は、戸建木造住宅耐震改修等事業実施要綱（以下「実施要綱」）、戸建木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱（以下「市交付要綱」）に基づき、運用します。

その他、『手引き』の補足資料として、別冊でキーポイントを整理していますので必ず確認してください。 ➡例（県費の活用）熊本県による市町村への間接補助のスキーム

1. 申請の前に確認すること

（1）補助の対象になる方 …次の条件をすべて満たす必要があります

1. 市税の滞納が無いこと

2. 住宅の所有者または次の（1）ないし（2）に該当する方

（1）中古住宅を購入し、自ら居住する見込みである方（売買契約書の写し等で確認）

（2）当該住宅に居住している、住宅所有者の2親等以内の親族

※その他、特別な理由で所有者による申請が不可能な方はご相談ください

※貸家の場合、「建替え」関連のメニューは補助の対象外です

（2）補助の対象となる住宅 …令和7～8年度は次ページを優先 ※参考掲載 市交付要綱：別表第2 ←県費の対象ではないパターン

補助事業名	建替え設計工事一括
補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅）	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他市長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 5 平成12年6月1日以降に増築した部分の床面積が延べ床面積の2分の1以下のもの ※その他の要件は、市交付要綱：別表第2の1と同様

➡補助金の額：耐震改修（耐震化）に要する費用の相当分の5分の4以内

→ 上限115万円 ※千円未満は切捨て

(3) 補助の対象となる住宅、補助金の額など

市交付要綱：別表第2の1 → 令和7～8年度の優先事業

補助事業名	建替え設計工事一括＜緊急促進＞
補助事業の対象となる住宅	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他市長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） - 次のいずれかに該当するもの （1）熊本市戸建木造住宅耐震診断士派遣事業による耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と評価されたもの （2）実施要綱第2条第2号による耐震診断を専門の資格者（派遣要綱第2条第2号による熊本市戸建木造住宅耐震診断士、建築士法第10条の3による構造設計一級建築士、建築基準法第77条の66による構造計算適合判定資格者のいずれか）2名以上によって実施・照査した結果、上部構造評点が1.0未満と評価されたもの - 現に居住しているもの又は居住する見込みがあるもの（賃貸の用に供しているものを除く） - 在来軸組構法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの - 平成12年5月31日以前に新築着工したもの - 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象でないもの - 原則として、建築基準法に係る違反がないもの →別冊「手引き」の補足資料『2025年4月から適用施行される改正後の建築基準法に関連する参考情報』ページも参照ください - 建替え後の住宅は、原則として省エネ基準に適合するもの - 建替え後の住宅は、原則として災害リスク等のあるエリア外に存するもの

※上部構造評点に関する資料の準備・調製に際しての注意点

（1）の場合 →派遣事業＜運用要領＞様式「耐診断結果報告書」市スタンプ済みの写し

（2）の場合 →2025年度から適用する同様式を用いて作成

※なお、様式中の「耐震診断士」→『構造設計一級建築士』など、適宜アレンジ

補助事業の対象となる経費 (補助対象経費)	1 県交付要項における別表2（へ）補助限度額の（A）欄に該当する場合 補助対象住宅の耐震改修（耐震化）に要する費用の相当分 （5千円の倍数となるよう端数を切り捨てた額とする。）又は175万円のいずれか低い方の額 2 県交付要項における別表2（へ）補助限度額の（B）欄に該当する場合 補助対象住宅の耐震改修（耐震化）に要する費用の相当分 （5千円の倍数となるよう端数を切り捨てた額とする。）又は150万円のいずれか低い方の額
補助率	前項1の場合は10分の9以内、前項2の場合は60分の53以内 （過去に本要綱又は市適及要綱に基づく補強計画設計の補助金の交付を受けたものは、23%以内）
補助金の額 ※県補助金を含む	補助対象経費に補助率を乗じて得た額 （過去に本要綱又は市適及要綱に基づく補強計画設計の補助金の交付を受けたものは60万円を限度、過去に耐震シェルター工事補助金の交付の決定を受けたものは、補助金の額から耐震シェルター工事補助金の額を差し引いた額）

➡「耐震改修（耐震化）に要する費用の相当分」

=従前（除却する）建築物の延べ面積×34,100円/m²で算出します

➡補助金の額は、県交付要項における区分に応じて

次のいずれかの方法で算出します ※1戸あたりの金額です

(A) 昭和56年5月31日以前に新築着工、または高齢者等が居住

耐震改修費用相当分の10分の9以内 → 上限157.5万円 ※千円未満は切捨て

(B) 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに新築着工

耐震改修費用相当分の60分の53以内 → 上限132.5万円 ※千円未満は切捨て

※(A)欄の「高齢者等」とは、県交付要項において次のとおり定義されます

・ア) 高齢者(65歳以上) ・イ) 非課税世帯 ・ウ) 障がいのある方等

→ 補助金交付申請書の添付書類として、例えば ・イ) 非課税世帯の場合は

【市県民税額の欄が0円の市県民税(所得・課税)証明書】の提出が必要です

(4) 申請期間、件数、事業の完了期限

・期間：2025年4月28日から原則10月31日まで ※郵送：消印有効

・件数：当面は数件を予定(受付ペース等を勘案しながら調整します)

→最新の状況等については、住宅政策課【建築支援班】096-328-2449へ問い合わせください

・完了期限(完了実績報告書の提出期限)： 原則2026年1月30日(金)まで

※なお、本補助事業の財源となる国費(防犯交付金)や県費の歳入予算の繰越、市費の歳出予算の繰越に関する見通し把握のため、市側から都度進捗をお尋ねします

→新築工事の状況や竣工時期、建築基準法による完了検査済証の発行予定年月日など重要なポイントに関するタイミングを常に把握しておくようお願いします

(5) 必ず耐震診断士や建築士等へ御相談ください

・本事業では、専門的な書類(補助金交付申請書、建替え工事の着手届、完了実績報告書、これらに添付する図面や計算書など)の作成や提出、法令関係の手続き、工事写真の撮影などを行わなければなりません

・これらの作業については、耐震診断士や建築士等へ作成を依頼することでスムーズに事業を進めることができます

(6) 委任状（申請手続きを委任する場合）や同意書（共有者がいる場合等）における押印

- ・認印で大丈夫です
- ・ただし、浸透印（シャチハタ等）は使用できません
- ・押印が必要な書類が複数ある場合は、各書類共に同じ印影を使用してください

(7) 建替え設計及び工事の監理を行う建築士、工事の施工業者

- ・建築士及び施工業者（建設業者）については、熊本市に登録された耐震診断士である必要はありません →建築士法や建設業法等を遵守して業務を進めてください

2. 事業に際しての注意点

■本メニューの活用（申請）に際してのモラル

- ・添付する耐震診断結果報告書は「建替えを前提」として調製されたものではないこと（すでに建替えを決めていた状況で、追加的に自治体等から助成を得るため等の意図がないこと）
- ・転売等を目的とする建替えではないこと

■補助金の額の算定に際しての重要ルールの一例

- ・国費の単価設定の関係から、従前（除却する）建築物の延べ面積が 36.6m² 以下の場合は国費の上限に達しないため、トータルの補助金の額にも影響があります
- ・過去に「補強計画設計（≡耐震改修設計）」や「耐震シェルター工事」に関する補助金の交付を受けている事業対象住宅の場合は、補助率の低減や額の控除がなされます

■新築する建築物（住宅）が木造の場合 →確認申請書：第三面の関連

- ・国費：2025 年 3 月 31 日付け・国土交通省住宅局から都道府県・政令市宛てに周知
「住宅局の補助事業における木造建築物に係る壁量等の基準の取扱」⇒**新築**の場合

→国の住宅・建築物耐震改修事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）等を活用して階数が 2 階以下、かつ、床面積が 300m² 以下の木造建築物を整備する場合には、以下のいずれかの方法により構造安全性が確かめられたものであることを補助の要件とする。

- ・**構造計算**により構造安全性が確かめられた建築物 →法 20 条・令 36 条等
- ・**施行後の壁量等の基準**により構造安全性が確かめられた建築物 →令 43 条・令 46 条等
⇒【18. 建築基準法施行令第 43 条第 1 項及び第 46 条第 4 項等に係る経過措置の適用】

3. 事業の実施

(1) 耐震診断士や建築士等への相談 → 4 ページ (5) を参照

(2) 補助金交付申請書等の提出 ※電子メール・電話・FAX では受付できません

※作成や準備が困難な書類は、耐震診断士へ作成を依頼してください

※委任状を添付することで、書類作成や提出等を耐震診断士に委任することができます

・提出先：〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1 住宅政策課

・提出方法：住宅政策課へ申込書等を原則郵送でご提出ください

(持参による提出を御希望の場合は、開庁日の9時～17時までに来庁をお願いします)

戸建木造住宅【改修等】 様式第1号 (第4条関係) 年 月 日 熊本市長 (宛) 申請者 住所 氏名 電話番号 補助金交付申請書 熊本市戸建木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。 記 【申請する補助メニュー】 ※該当するメニューを ○付け・▼やアンダーライン等で明示 ・別表第1：改修設計工事一括 ・別表第1の2：改修設計工事一括＜緊急促進＞ ・別表第2：建替え設計工事一括 ・別表第2の1：建替え設計工事一括＜緊急促進＞ ※上述以外のメニューの場合はこちらへ記入 → 別表第 : (※段階的耐震改修の場合は、こちらも記入 → 1段階目、2段階目) 1 対象住宅の所在地 (地番) 熊本市 区 2 補助対象経費 金 円 3 補助金交付申請額 金 円 4 完了予定日 西暦 年 月 日 5 暴力団の排除に関する誓約 (兼) 同意 私は、熊本市暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員及び暴力団関係者のいずれにも該当していないこと、及び今後もこれらに該当しないこと、並びにこれに反する事実が判明した場合は本件補助金に係る交付決定の取消し及び返還請求を受けても意義を申し立てないことを誓約します。 また、当該事実の確認のため、補助金交付申請書に記載の個人情報に基づき、熊本市が熊本県警察本部へ照会することについて、同意します。 ※添付書類は、次ページ (裏面) に記載のとおりです	※ (1) ~ (10) までは、すべての補助メニューに共通 添付書類 (1) 手続きを委任する場合は、委任状 (別紙1) (2) 補助対象住宅に共有者又は賃借人がいる場合は、補助事業の実施に係る同意書 (別紙2) (3) 住民票の写し (4) 住宅の所有者がわかる書類の写し (登記事項証明書) (5) 市税の滞納がないことの証明書の写し (6) 事業計画書 (別紙3) または (別紙4) (7) 見積書の写し ・改修設計工事一括 → 補強計画設計の見積書、耐震改修工事および工事監理に係る概算の見積書 ・建替え設計工事一括 → 建替え設計の見積書、建替え工事監理の見積書 ・耐震改修工事 (のみ) → 耐震改修工事の見積書、耐震改修工事監理の見積書 ・耐震シェルター工事 → 耐震シェルター工事の見積書 (8) 現況写真 (外観写真：2方向以上) (9) 建築確認済証の写し又は当該住宅の建築年月日がわかるもの ※他の資料により確認できる場合は、提出不要です (※段階的耐震改修のうち、2段階目に関する交付申請の場合も提出不要です) (10) 市長が必要と認める書類 ※例：県費活用補助メニューにおける条件チェックに必要な資料等 → 熊本市ウェブサイト (当課HP) に掲載 (または個別にお知らせします) ◎耐震診断結果報告書の写し ※補助金交付申請の事業対象住宅であることの確認ができるページと 上部構造評点が明記されているページのみを提出 (計算書等は、原則不要) 一 改修設計工事一括、改修設計工事一括＜緊急促進＞、改修設計工事一括 (段階的耐震改修) 1段階目、 建替え設計工事一括、建替え設計工事一括＜緊急促進＞、耐震シェルター工事 ◎昭和56年6月1日以降に着工したもの場合は、 災害対策基本法に基づく罹災証明書 又は 罹災報告書 (派遣要綱様式第2号) 一 改修設計工事一括、改修設計工事一括 (段階的耐震改修) 1段階目、建替え設計工事一括、 耐震改修工事、耐震改修工事 (段階的耐震改修) 1段階目、耐震シェルター工事 【耐震改修工事のみ・段階的耐震改修・耐震シェルター関連の場合】 ■耐震改修工事、耐震改修工事 (段階的耐震改修) 1段階目、耐震改修工事 (段階的耐震改修) 2段階目 ・工程表 ・現況の各階平面図 ・実施要綱第4条第4項に掲げる設計図書 ■耐震改修工事 (段階的耐震改修) 1段階目 ・耐震改修工事を段階的に実施する理由書及び誓約書 (別紙5) ■改修設計工事一括 (段階的耐震改修) 2段階目、耐震改修工事 (段階的耐震改修) 2段階目 ・1段階目の補助金額の確定通知書の写し ・1段階目耐震改修工事後の増築等により設計内容が変わる場合は、変更に関する書類 ■耐震シェルター工事 ・耐震シェルターの設置予定場所の写真 ・補助対象住宅の平面図 (耐震シェルターの設置場所を明記) ・実施要綱第2条第11号の規定に該当する耐震シェルターであることを示す資料 (例：認定書など)
--	--

↑様式第1号：補助金交付申請書

↑添付書類のラインナップ

※詳細は、ホームページに掲載している様式 Word データや記入例 PDF を参照ください

(2) ' **補助金交付決定通知書** が郵送で届きます

・補助金交付に関する申請書等が当課に到達後、書類の審査を実施します

→ 申請書等の到達～審査完了まで2～4週間程度 ※修正に要する期間等は含みません

→ 審査の結果、補助対象と判断された場合は「補助金交付決定通知書」を郵送します

(3) 建替え設計の契約及び実施

- ・「補助金交付決定通知書」に記載された交付の決定日「以降」の日付で
建替え設計の契約を締結してください (解体工事、建替え工事や監理の契約も同様)

※補助金交付決定通知書の日付よりも前に契約を結ぶと、補助金適正化法や関係する要綱等における違反となるため、補助金の交付ができません

(4) 建替え工事着手届の提出

- ・「新築工事に係る契約の締結日」または「新築する住宅の確認済証の交付日」のいずれか遅い日から **10 日以内** に、添付書類と併せて提出してください

→詳細は、担当の耐震診断士や建築士等に御相談ください

(5) 建替え工事の実施

- ・建替え工事を実施してください ⇒建替え工事「監理」の契約や実施も忘れずに
- ・建築基準法第7条または第7条の2の規定に基づく完了検査といった法令手続き等については、熊本市の建築主事（建築審査室）や指定確認検査機関等と綿密に時期等を調整のうえ「補助金交付決定通知書に記載された完了期限」に間に合うように慎重に実行してください
- ・なお、新築住宅の引渡し時期については特に決まりはありません（適宜実施）

(6) 完了実績報告書の提出

- ・工事内容の報告や説明を確認後、「完了実績報告書」及び添付書類を提出してください

→詳細は、担当の耐震診断士や建築士等に御相談ください

！提出期限！ 原則 2026 年 1 月 30 日まで

(6) ' 補助金額の確定通知書が郵送で届きます

- ・「完了実績報告書」及び添付書類が当課に到達後、書類の審査を実施します

→書類等の到達～審査完了まで1～3週間程度 ※修正に要する期間等は含みません

→審査の結果、工事内容等が確認できた場合は、市から「補助金額の確定通知書」を郵送します

(7) 補助金交付請求書等の提出

- ・「補助金額の確定通知書」が届いたら、補助金交付請求書等を提出してください
- ・提出先：〒860－8601 熊本市中央区手取本町1－1 住宅政策課
- ・提出方法：住宅政策課へ申込書等を原則郵送でご提出ください

(持参による提出を御希望の場合は、開庁日の9時～17時までに来庁をお願いします)

！提出期限！ 2026年3月31日まで

(8) 補助金の受領

- ・「補助金交付請求書」や添付書類が熊本市に到達後、概ね3週間を目安として指定の口座へ補助金が振り込みされます

※熊本市から「入金しました」旨の連絡は行いません

→通帳等にて確認をお願いします

(代理受領制度の紹介)

- ・申請者の一時的な金銭負担の軽減を目的として「代理受領制度」を設けています
- ・当該制度を利用する場合は、「代理受領補助金交付請求書」と「代理受領委任状」を提出してください

4. 住民票等の入手先

◆住民票の写し

- ・各区の区役所庁舎内の区民課や総合出張所等の窓口、郵送請求など
- ・証明書コンビニ交付サービス（キオスク端末等）

※詳しくは、お近くの区役所の区民課や総合出張所等にお尋ねください

◆住宅の所有者がわかるものの写し（登記事項証明書など）

【登記事項証明書】

- ・熊本地方法務局（本局）窓口、郵送請求、オンライン請求など

※詳しくは、法務省ホームページや法務局等にお尋ねください

【固定資産証明書】 …住宅が未登記の場合

- ・中央区役所の場合は市民税課の窓口 ・その他の区役所の場合は税務室等の窓口
- ・証明書コンビニ交付サービス（キオスク端末等）

※詳しくは、お近くの区役所の税務関係の部署等にお尋ねください

◆市税の滞納が無いことの証明書の写し

- ・中央区役所の場合は市民税課の窓口 ・その他の区役所の場合は税務室の窓口

（各区の区民課や出張所等では入手できません。）

※詳しくは、お近くの区役所の税務関係の部署等にお尋ねください

◇住宅の建築確認通知書（建築確認済証）の写し

…登記事項証明書により建築年が確認できる場合は不要です

- ・ご自宅等に保管されている場合は、その写しを提出してください

※ご自宅等に無い場合は、市役所本庁舎 11 階の建築指導課へ御相談ください
→「確認済み証明書」等の発行を請求できます

5. 変更・辞退・耐震改修証明書など

◆申請内容や工事内容に変更が発生する場合

- ・変更の手続きが必要な場合がありますので、担当の耐震診断士または住宅政策課へ御連絡をお願いします

◆辞退をする場合

- ・補助事業を途中で辞退する場合は、辞退届を提出する必要があります
(その場合は、補助金を受け取ることができません)
→辞退届の様式は、耐震診断士にご相談いただくか、住宅政策課まで御連絡ください

※なお、既に耐震診断士や建設会社・工務店が業務を行っている場合の費用や支払いの取り扱いについては、当事者どうしで協議のうえ御対応をお願いします
(民・民における当事者どうしの契約に対しては、行政の介入権限がありません)

【よくある質問等】

※別冊【耐震診断士派遣事業】に関する手引きの【よくある質問等】と併せて御確認をお願いします

【補助対象や注意事項など】

問. 空き家を購入して建替える場合も補助対象となるか。

答：できます

- ・建替え後、新所有者（購入者）が自ら入居する場合は、購入した空き家でも補助対象になります。
- ・なお、新所有者への所有権移転が済んでいない場合、誓約書その他、売買契約書等の書類の提出が必要となります。

問. 貸家は補助対象となるか。

答：できません。→建替え後、新所有者（購入者）が自ら入居する必要があります

問. 最初の耐震診断後、補強計画設計を実施した住宅に建替え設計工事一括の補助は活用できるか。

答：できます

- ・ただし、補助金の額は、建替え工事に要した費用の23%以内かつ上限60万円（千円未満は切捨て）となります。

問. 既に契約あるいは着手している建替え設計、工事（解体も含む）は、補助対象となるのか

答：なりません →これらに着手する前（契約締結の前）に補助金の交付決定を受ける必要があります

問. 補助事業の対象となる住宅として「耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満」等の要件があるが、具体的に準備する資料等の詳細は？

(再掲：抜粋)

市交付要綱：別表第2の1 → 令和7～8年度の優先事業

補助事業名	建替え設計工事一括＜緊急促進＞
補助事業の対象となる住宅	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他市長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 次のいずれかに該当するもの （1）熊本市戸建木造住宅耐震診断士派遣事業による耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と評価されたもの （2）実施要綱第2条第2号による耐震診断を専門の資格者（派遣要綱第2条第2号による熊本市戸建木造住宅耐震診断士、建築士法第10条の3による構造設計一級建築士、建築基準法第77条の66による構造計算適合判定資格者のいずれか）2名以上によって実施・照査した結果、上部構造評点が1.0未満と評価されたもの

※上部構造評点に関する資料の準備・調製に際しての注意点

（1）の場合 → 派遣事業＜運用要領＞様式「耐診断結果報告書」市スタンプ済みの写し

（2）の場合 → 2025年度から適用する同様式を用いて作成

※なお、様式中の「耐震診断士」→『構造設計一級建築士』など、適宜アレンジ

派遣事業＜運用要領＞
様式第8号（第12次改訂版）＜熊本市戸建木造住宅耐震診断士派遣事業＞

耐震診断結果報告書

耐震診断士の氏名： 耐震診断士の登録番号：
建築士事務所・会社等：

現地調査等に基づき耐震診断を実施しましたので、関係資料を添えて報告します。
＜添付＞ ☐ 関係写真や図面等 ☐ 耐震診断書（耐震診断ソフト）

【申込者による確認・署名等】耐震診断の結果について、耐震診断士から報告を受けました。

確認：西暦 年 月 日、署名： _____

◆受付番号：20 年度・ 番 ◆現地調査日：西暦 年 月 日
◆事業対象住宅の所在地：熊本市 区
◆増築の履歴： ☐ あり→西暦 年 月頃 ☐ なし ☐ その他→別添参照
※図面： ☐ あり ☐ なし …図面の有無の判断区分：【 1 ～ 5 】→
◆屋根：主たる部材 → ◆外壁：主たる部材 →
※分類： ☐ 軽い建物 ☐ 重い建物 ☐ 非常に重い建物 ※ベランダ等： ☐ 考慮する ☐ しない
◆小屋裏の空間やスペース（小屋裏収納・ロフト等）の存在等： ☐ 該当なし ☐ 該当あり
（該当ありの場合：建設省告示第1351号→） ☐ 重量加算が必要 ☐ 重量加算は不要

	1.5以上	倒壊しない
	1.0以上 1.5未満	一部倒壊しない
	0.7以上 1.0未満	倒壊する可能性がある
※各階やX・Y方向のうち最小の値	0.7未満	倒壊する可能性が高い

◆上部構造評点に影響した主な要因 → 写真や図面等、耐震診断書の該当ページ等と併せて申込者へ説明
☐ 構造バランス ☐ 配置構成 ☐ 有効な壁や筋交いの量 ☐ 劣化状況
☐ その他 →
◆筋交いに関する判断方法： ☐ 目視と図面 ☐ 目視のみ ☐ 図面のみ ☐ その他→
◆接合部に関する判断方法： ☐ 目視と図面 ☐ 目視のみ ☐ 図面のみ ☐ その他→
※類推： ☐ なし ☐ あり →確認の方法、箇所や関係情報を現況平面図等へ明記のうえ申込者へ説明
◆基礎や地盤の結元・状況など →耐震診断書の ページを参照

←（2）「耐震診断結果報告書」のイメージ

※様式は、「耐震診断士派遣事業」に関するウェブ（当課ホームページ）に掲載しているWordデータを使用してください

参考：熊本市ウェブサイト（住宅政策課ホームページ）例

※アドレス 2025 年 4 月時点

→ <https://www.city.kumamoto.jp/kiji00318827/index.html>




観覧支援


Language


さがす


緊急情報

ホーム > 分類から探す > 住宅・くらし > 住まい・上下水道 > 住宅に関する補助・助成
> 戸建木造住宅の耐震化事業一覧など ※補助制度のラインナップ等

もっと見る（全4件）

戸建木造住宅の耐震化事業一覧など ※補助制度のラインナップ等

最終更新日：2025年4月14日  印刷 (ID:18827)

■熊本市では、平成12年5月31日以前に着工した戸建木造住宅の耐震化に関する補助制度を設けています■

⇒  熊本市：戸建木造住宅の耐震化事業一覧 ※制度ラインナップ2025年4月時点（PDF） 

※国の関係機関が提供する【 [耐震支援ポータルサイト](#) （外部リンク）】における参考ページの紹介

→（一財）日本建築防災協会【＝建築物耐震改修促進法 第32 条による国土交通大臣指定の耐震改修支援センター】

- ・ [耐震診断／改修について](#) （外部リンク）
- ・ [耐震診断・耐震改修とは？（木造住宅）](#) （外部リンク）

◇ [耐震診断士派遣事業（最初の耐震診断）](#) 詳しくは → [こちらのページ](#)  をご覧ください